

令和7年4月16日

**準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の参入枠等について**

令和4年3月31日付け「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」の関東運輸局長公示がなされ、新型コロナウイルス感染症による影響により1人1車制個人タクシー事業（以下「個人タクシー」という。）の譲渡を希望する者と譲受を希望する者が面会できる機会が激減し、譲渡譲受が円滑に行えない問題が生じたこと、また、個人タクシーは自らが運行管理・整備管理をしなければならない特性があるが、個人タクシーの事業者の高齢化が進展しており、より一層の安全性の確保を図る必要が生じていることを踏まえ、一定の条件を満たす場合に限って個人タクシーの参入を時限的に認める特例措置を講じるため、準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いが定められました。

本通達に基づき、令和4年4月21日付け公示（令和4年度）、令和5年4月20日付け公示（令和5年度）、令和6年4月22日付け公示（令和6年度）がされました。

今般、標記につきまして、別添のとおり、令和7年4月16日付け令和7年度分が公示され、本年9月に申請を受付け、令和8年3月末までに処分されることとなりましたのでお知らせいたします。

**【問合せ先】**

千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会

京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会

東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会

事務局：一般社団法人千葉県タクシー協会 高山、田中、竹田

TEL：043-307-7002 FAX：043-307-7003